

令和4年11月25日

【文部科学省】

## 【概要書】

独立行政法人日本スポーツ振興センター  
令和3年度スポーツ振興投票に係る  
収益の用途に関する報告書及び  
同報告書に付する文部科学大臣の意見

標記の報告書を衆議院議長に提出いたしました。

連絡先は省略。

## 令和3年度スポーツ振興投票に係る収益の使途に関する国会報告の内容（※1）

### スポーツ振興投票に係る収益等に関する概要 （359.4億円）

1. 令和2年度スポーツ振興投票に係る収益 （228.1億円）
2. 令和3年度以降の助成事業に充当することとした令和元年度以前の収益による財源 （131.3億円）
  - （1）特定目的資金（※2）の令和2年度残 （75.3億円）
  - （2）助成事業の令和2年度執行残等 （56.0億円）

### スポーツ振興投票に係る収益等の使途に関する概要 （359.4億円）

1. 令和3年度スポーツ振興のための助成事業への充当 （146.1億円）
  - （1）スポーツ振興くじ助成金の交付 （137.0億円）
  - （2）優秀なスポーツの選手若しくは指導者が行う競技技術の向上を図るための活動等への資金の支給 （9.1億円）
2. 国庫への納付 （57.0億円）
3. 令和4年度以降の助成事業に充当することとした財源 （156.3億円）
  - （1）特定目的資金（※2）の令和3年度残 （113.8億円）
  - （2）助成事業の令和3年度執行残 （42.5億円）

### 文部科学大臣の意見の概要

令和3年度スポーツ振興投票に係る収益の使途については、透明性・公正性に十分留意したものであり、適正であったと認められる。スポーツ振興くじ助成金については、スポーツの振興における役割が極めて大きいことを踏まえ、引き続き、スポーツ振興くじの魅力的な商品開発等に取り組むとともに、スポーツ関係者等の理解が得られる真に現場のニーズに応えた助成メニューとすることが必要である。

※1 小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳の計と合計が一致しない場合がある。

※2 「特定目的資金」：将来特定の事業に充当するために確保した財源。